ロジン油	1286	3	—	—	G	2 3	E1 E2	Y341 Y344	1ℓ 10ℓ	353 355	5ℓ 60ℓ	364 366	60ℓ 220ℓ	A3
ロンドンパープル	1621	6.1	—	—	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	—
HMX （乾性のもの又は湿性されていないもの）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
NTO	0490	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
PBXさく薬	0457	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
PBXさく薬	0458	1.2	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
PBXさく薬	0459	1.4	D	—	B		E0	—	—	積載禁止	—	130	75kg	—
PBXさく薬	0460	1.4	S	—	B		E0	—	—	130	25kg	130	100kg	—
PETN （乾性のもの）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
PETN （15質量%以上の鈍感剤で鈍性化したもの）	0150	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
PETN （25質量%以上の水で湿性としたもの）	0150	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
PETN （7質量%以上のワックスを含有するもの）	0411	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
RDX （15質量%以上の水で湿性としたもの）	0072	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
RDX （鈍性化したもの）	0483	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
RDXとシクロテトラメチレンテトラニトラミンの混合物 （10質量%以上の鈍感剤で鈍性化したもの）	0391	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
RDXとシクロテトラメチレンテトラニトラミンの混合物 （15質量%以上の水で湿性としたもの）	0391	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
V字型成形爆薬 （柔軟で線状のもの）	0288	1.1	D	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
V字型成形爆薬 （柔軟で線状のもの）	0237	1.4	D	—	B		E0	—	—	積載禁止	—	138	75kg	—

別表第一備考一中「第18付属書」を「附属書18」に改める。

別表第一備考一二の表A144の項を削除し、同表A211の項中「輸送すること。」の次に「また、燃料電池を動力源とする車両及び機器は、車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）、車両（引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの）、燃料電池機関（引火性ガスを燃料とするもの）又は燃料電池機関（引火性液体を燃料とするもの）として輸送すること。」を加え、同表A47の項を次のように改める。

A47	病毒を移しやすい物質又は毒性のある遺伝子組替え微生物及び遺伝子組替え生物は、それぞれ病毒を移しやすい物質又は毒物として当該規定に従って輸送すること。

別表第一備考一二の表A70の項を次のように改める。

A70	1）内燃機関又は燃料電池機関が単体で又は車両若しくは機械その他装置に組み込まれて輸送される場合であって、燃料タンクに一度も燃料を入れたことがなく、その燃料系統が完全に空である場合、又は燃料がその他の分類又は区分に該当する危険性がない場合であり、かつ、その他に輸送禁止物件又は輸送許容物件を有しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。 2）引火性ガスを燃料とする内燃機関又は燃料電池機関であって、燃料を入れたことがあるもの（他の輸送禁止物件を含まないものに限る。）は、当該燃料が排出され、浄化された上で、非引火性ガス又は適切な液体が充てんされた状態で、次に掲げる条件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。 ア）荷送人及び輸送する者において必要な調整を行うこと。 イ）当該物件は危険性が無効にされたものであることを証明すること。 ウ）非引火性ガスを充填した場合にあっては、20℃でゲージ圧が200kPaを超えないこと。 3）輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載しなくてはならない。

別表第一備考一二の表A888の項中「国連試験基準マニュアルの試験要件に従つて試験されていない試作品のリチウム単電池及び組電池は、」を「試作品のリチウム単電池及び組電池又は生産量の少ないリチウム単電池及び組電池であって、国連試験基準マニュアルの試験要件に従って試験されていないものは、」に改め、同表A91の項中「塗料関連材料」の次に「、香料製品類」を加え、同表A109の項及びA124の項を削除し、同表A134の項を次のように改める。

A134	燃料電池機関を動力源とする車両及び機械は、車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）、車両（引火性液体を燃料とするもの）、燃料電池機関（引火性ガスを燃料とするもの）又は燃料電池機関（引火性液体を燃料とするもの）として輸送すること。また、この他の車両であって内燃機関を動力源とするもの（湿式電池、ナトリウム電池又はリチウム電池とともに内燃機関を動力源とするハイブリッド自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。）は、車両（引火性ガスを燃料とするもの）又は車両（引火性液体を燃料とするもの）として輸送すること。

別表第一備考一二の表A135の項を削除し、A144の項中「523」を「565」に改め、同項中「場合に限り、」の次に「「A1」の規定を適用せず」を加える。同表A147の項を削除し、同表A152の項中「断熱容器」の次に「（備考3に定める「202」の要件を満たすものに限る。）」を加え、同表A164の項の次に次のように加える。

A165	国連試験基準マニュアルの試験によって、作動した場合に包装物の外に危険な影響が生じないものであることが実証されていなければならない。
A166	当該物件は、硫化水素による吸入毒性を有する。
A169	アンモニウム塩と次亜塩素酸塩類の混合物は、輸送を禁止する。
A170	臭素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、臭素酸アンモニウム及び臭素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。
A171	塩素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、塩素酸アンモニウム及び塩素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。
A172	亜塩素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、亜塩素酸アンモニウム及び亜塩素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。
A173	過マンガン酸塩類とアンモニウム塩の混合物、過マンガン酸アンモニウム、過マンガン酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。
A175	火薬により作動するものは、一台当たりの火薬（区分番号が1.4であって、隔離区分がC又はSのものに限る。）の総量が3.2g以下のものに限る。また、不測の作動を防止する措置をとらなくてはならない。
A176	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。